

第 1 5 6 3 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 4 月 2 7 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 7 時 0 2 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(協議事項)

第1号 島根県いじめ防止基本方針の改訂について (教育指導課)
_____ 以上資料に基づき協議

(報告事項)

- 第1号 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について
(総務課・学校企画課)
- 第2号 4月9日島根県西部を震源とする地震に係る被害状況と対応について
(総務課)
- 第3号 「県立高校魅力化ビジョン策定本部」及び「教育魅力化推進チーム」
について (学校企画課・教育指導課)
- 第4号 平成30年3月県立高校卒業者の就職内定状況及び平成30年3月特別
支援学校高等部卒業者の進路状況について
(教育指導課・特別支援教育課)
- 第5号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜について (教育指導課)
- 第6号 平成30年度全国学力・学習状況調査について (教育指導課)
- 第7号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について (教育指導課)
- 第8号 平成30年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)文部
科学大臣表彰について (教育指導課・社会教育課)
_____ 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第1号 いじめ重大事態調査報告書(案)について (教育指導課)
- 第2号 いじめ重大事態調査報告書(案)について (教育指導課)
_____ 以上原案のとおり議決

(承認事項)

- 第1号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)
_____ 以上原案のとおり承認

(報告事項)

- 第9号 平成30年春の叙勲内示について (総務課)
- 第10号 市町村立小中学校等における教頭・主幹教諭採用・昇任選考試験
について (学校企画課)
_____ 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
門脇教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、承認第1号 報告第10号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題、議決第1号～2号
村本子ども安全支援室長	公開議題、議決第1号～2号
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
稲田文化財課調整監	公開議題
米原福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	森委員	

(協議事項)

第1号 島根県いじめ防止基本方針の改訂について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 1月の教育委員会会議で、島根県いじめ防止基本方針の改訂に向けて、今後の進め方について報告をしたところであり、その後、2月6日から3月5日の1カ月間行ったパブリックコメントの結果、また、その回答（案）を踏まえた基本方針の改訂案について説明する。

なお、今回、改訂案については、議決事項ではなく、協議事項とさせていただいた。これは、いじめ防止対策推進法において、地方の基本方針を定めるのは地方公共団体となっていることから、島根県として、最終的に知事の決裁をもって改訂されるということになるためである。

1の1ページをご覧いただきたい。パブリックコメントとして、77件、6人の方からの意見をいただいた。その概要としては、基本方針（素案）の追記・修正が73件、県の事業・施策に関する要望が4件であった。素案に対する追記・修正要望については、関連したものを10の項目に整理している。さまざまな箇所について追記するよう意見をいただいております、いずれも貴重な御意見と受けとめ、趣旨については大部分を採用させていただいている。ただ、必ずしも御意見どおりの場所への記述とはなっていないが、あくまでも御意見の趣旨を受けとめた上で、採用と考えるところへ盛り込んだ形とさせていただいているところである。

具体的に説明する。1の2ページをご覧いただきたい。1、子どもの権利条約に関するものであるが、この条約に関連し、子どもが学校を休むことや意見を表明すること等についての御意見をいただいた。この御意見の趣旨を基本方針に反映させるため、別冊17ページ、③いじめを受けた児童生徒またはその保護者への支援を、下線のとおり加筆修正している。特に6行目の、なお、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にしたりという部分に反映させている。

説明資料の1の3ページに、幼児期の取り組みについては、幼児期に保護者がしっかりと愛情を注ぐことや、親・保育士へのサポートが大切であるという御意見に対し、別冊の7ページ、(6)の下線のとおり、加筆修正をしている。次に、3、教職員による不適切な対応については、教職員による指導のあり方についての御意見で、これに対して、別紙18ページ、(4)①組織的な体制整備、丸の2つ目に加筆をしている。次に、4、民間

団体、関係機関等との連携に関するものについては、個別、具体的な団体の名称ではなく、包括して民間団体とした上で、御意見の趣旨を受け、それぞれ加筆をしている。加筆した場所は、4の右の回答（案）の欄にお示しをしている。

説明資料の1の4ページ、(13)から(18)についても、同じく右の欄にお示した箇所へ加筆修正をしている。(19)の国立学校等との連携についての御意見に対しては、別冊4ページ、(3)、これで、この基本方針でいう学校の定義を改めて示した上で、別冊の21ページ、第5章を新たに起こした。(20)の特に配慮が必要な児童生徒への対応については、児童生徒本人の事情のみでなく、家庭の事情も含めた配慮が必要であるなどの御意見に対し、別冊15ページ、③のとおり、加筆修正をしている。

説明資料の1の5ページ、5、重大事態調査、被害児童生徒・保護者からの意見等については、被害児童生徒・保護者が意見を述べることを含めた、双方向の関係が必要であるとの御意見に対し、その趣旨を生かすため、別冊の11ページに、また、再調査も同様のこととして、12ページに加筆修正をしている。

説明資料1の6ページ、6、重大事態調査、調査主体については、自死未遂の対応の御意見に対して、別冊10ページ、③、中ほどの、県立学校における調査主体決定の考え方に、2)の加筆をしている。次に、7、重大事態調査、児童生徒が自死した場合の対応等については、遺族の意向を調査に反映することについては、別冊19ページ、4、(3)②いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点を19ページの最終行、また、自死未遂の調査への配慮が必要であるとの御意見に対しては、次の20ページの丸の5つ目に加筆をしている。次に、8、重大事態調査、教育委員会担当者については、担当する職員の公平性・中立性が必要であるとの御意見に対し、別冊10ページ、④事実関係を明確にする調査の実施の丸の3つ目のところに加筆をしている。

説明資料1の7ページ、9、その他であるが、(1)、(5)については御意見の趣旨を反映させるため、それぞれ加筆修正をしております。また、10、字句の修正については、それぞれ御意見のとおり修正をさせていただいた。

説明資料1の8ページの県の施策・事業に関する要望であるが、1、電話の相談については、24時間で受け付けているダイヤルの紹介と、基本方針にその相談窓口を追記している。次に、2は、重大事態の発生報告と市町村との支援体制の連携については、基本方針の4章に記載していることを紹介し、市町村の教育委員会が相談しやすい働きかけを行っていきたいと考えている。また、3、記録の保存については、県の公文書として条例等

に従って適切に管理をしたいと思う。最後に、4、学校会議の構成員については、学校における外部専門家が複数参加することの必要性について周知を図っていきたいと考えている。

以上が、パブリックコメントへの回答案とそれを踏まえた基本方針の改訂案についての説明である。

○鴨木教育長 今度は別冊の1ページから順番に、どこにどういう加筆をしたかをもう一度説明してもらいたい。

○村本子ども安全支援室長 3ページは子どもの相談を受ける役割を担う民間団体ということで、1の3にあった民間団体、関連するものであるが、これを民間団体というふうにして、ここに加筆をした。4ページにはこの基本方針の中での学校という定義を新たにさせていただいた。5ページは24時間ダイヤル等の相談窓口や民間団体も相談窓口としてここに加筆した。それから、6ページも、先ほど申し上げた民間団体、それから、SOSダイヤル等の加筆をした。7ページは幼児期の取り組みということで、幼児期の取り組みとして、しっかりと愛情を注ぐことが大事であるということや、親へのサポート、それから幼児教育の現場へのサポートということを加筆した。それから(7)には、先ほどの民間団体、それから、民生・児童委員という言い方で連携先を新たに書き加えている。8ページは、(3)のインターネット上のいじめの対応の中で、警察とも連携をすること、教育関係者ともしっかりと連携をすることに加筆した。また、(4)では、いじめ防止のための施策の検証及び成果の普及ということで、SNS上のいじめや、第3章にある、特に留意が必要ないじめへの対応について加筆している。10ページは、自死未遂の場合に対応について、どのように県立学校における調査主体を考えるかということで、自死未遂の場合のことについて加筆している。下の④の丸の3つ目であるが、これは、この調査にかかわる担当職員の中立・公平な立場をするための加筆を行っている。11ページの上から3)の3つの点であるが、この下線のところには、関係する児童生徒、特に被害生徒、それから保護者への情報提供ということで、具体的に調査をする前に、その調査の目的であるとか方法をしっかり伝えること、それから事前に説明すること、それから、その調査を行っている経過をしっかりと報告すること、調査結果をお伝えすること。そして、調査結果について、被害児童生徒及びその保護者の所見をまとめた文章を提出することができるということで、双方向の関係ができるということを、ここに新たに追記をした。それから、⑤であるが、しっかりと調査をする場合に、その意向を聞き取るという文言を2カ所追記

しており、これも先ほど申し上げたように、被害児童生徒と保護者に対して説明をし、その意向を酌み取るというところを追記したところである。12ページであるが、再調査を行う際に、被害児童生徒及び保護者ともしっかりと情報を提供し、その意向を聞き取るということを再調査においても準用するということをつけ加えている。14ページに記載の学校が実施する取り組みの対応についてであるが、2番、いじめの防止等の対策のための組織の設置については、専門家、多くは学校のさまざまな組織として、構成員として要請するわけであるが、必要に応じて、このような専門家、そして民間団体の方も参画を検討するというので、ここに加筆をしている。15ページの③について、特に配慮が必要な児童生徒への対応ということで、そこに追記している部分であるが、これは児童生徒本人の事情のみでなく、家庭の事情もしっかりと照らし合わせて配慮するというところを追記している。また、保護者との連携はもちろんであるが、異なる校種間の連携も深めて、配慮が必要な児童生徒への適切な対応を行うと加筆をしている。17ページは、いじめを受けた児童生徒またはその保護者への支援であるが、いじめを受けた児童生徒に対して、まずは心のケア、心の傷を癒やすこと、不安を取り除くことなどが一番優先されることであり、学校へ登校することを無理強いすることなく、家庭で過ごす時間を大切にすることなども必要に応じて考えていく。そして、学校外の居場所であったり、学びの場を紹介するなど、さまざまな方法によって、その心の傷を癒やす、不安を取り除くということをしていくということ、ここに追記をしている。18ページは、組織的な体制整備ということで、教職員による教育指導のあり方が、いじめを誘発したりいじめを深刻化させる要因となり得るため、そのようなことがないように教職員の教育指導のあり方を学校全体で定期的に点検・反省し、教職員の人権意識を高めるような校内研修に取り組むということで、これは指導のあり方にもついても、ここに追記している。さらに、次の丸で、学校の雰囲気、児童にとっての居心地のよさ、それから、自己肯定感や自己有用感を感じられるような学校でなければ、子どもにとっていい居場所にもならず、そういう自己肯定感や有用感が感じられないような息苦しさがあれば、いじめを誘発してしまうというようなことも踏み込んで、ここに記述をしている。それから、その下の④については、相談を受ける民間団体ということで、ここに追記をしている。19ページであるが、いじめを受けた児童生徒が自死した場合の対応の留意点ということで、遺族に対して説明を尽くすということについて、追記をしている。20ページ、そういう事態が発生した場合、在校生やその保護者に対しても説明を尽くすということで、しっかりとした配慮を行った上で対応してい

くということを追記している。また、いじめを受けた児童生徒が自死を企図として未遂に終わった場合であるが、これについては、これまで記述はなかったため、この希死念慮が強く残されることが懸念されるため、調査による二次被害を防止する観点から、慎重な配慮が求められるなどと、今までよりもさらに踏み込んだ記述を追記している。21ページであるが、まず4章の2、専門的な知識を有する者の確保等ということで、市町村におけるいじめ問題の対応について、関係機関や民間団体を紹介するといったようなところで、民間団体の記述を追記している。さらに、3番の教職員の研修ということで、民間団体との連携を図るということを追記している。最後5章であるが、国立学校、それから高等専門学校及び私立学校において、いじめ問題への対応については、設置者からの要請があった場合には、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家、関係機関の紹介や研修の機会の提供などを行うということで、連携について、新たに書き起こした。

○真田委員 18ページ、(4)①の組織的な体制整備で、教育指導のあり方について、「いじめを誘発したりいじめを深刻化させる要因となり得るため」というのがあるが、一生懸命頑張っておられる先生もおられることを考えると、言い方として、考える必要があると思う。「教育指導のあり方について、学校全体で定期的に点検・反省して、人権意識を高めるように校内研修等に取り組む」というふうに書いてもいいのではないかと。

○鴨木教育長 教育指導のあり方について、当然望ましいあり方、必ずしも行き届かない、行き届かない場合には、そのことがいじめを生む誘因となったり、場合によっては事態を深刻化させる要因になっていく可能性としてはあり得る。その可能性をあまり強調し過ぎると、現場で頑張っておられる先生方の意欲をなえさせることになるのではないかと、そういう御意見であったと思う。一方で、学校の内側からこの表現を見る場合と、学校の外側からこの表現を見る場合、あるいは県民の皆さんの目線で学校を外から見る場合、いろんな立場で、この表現がいろんな受け捉え方があるものとして、バランスのとれた表現がどうだろうかということにあるかと思う。もちろん全ての教育指導がいじめに結びつくなんていうことを言うことは適切ではないので、どんなような受け捉え方をするかについて考える必要がある。恐らく、この趣旨とすれば、行き届かない、あるいは不適切な指導があれば、そういうふうなことに結びつく可能性があるよというようなことを指摘したい表現だと思われるので、この点については表現の問題になるため、今の真田委員の御指摘も踏まえ、現場の先生方にとって、少し不当な表現になっているという懸念がない

かどうかチェックを行う必要があると思われる。この点については、今後、知事決裁までのところで、よりよい表現にしてもらいたい。

○真田委員 もう一つ、例えば先ほど出ました希死念慮とか、そういう独特な言葉が出てきている。その語彙の説明文をつけていただくと非常にわかりやすいと思う。また、民間団体等というような言葉に「等」がついていますけれど、その「等」というのは幾つかあると思うが、全部書かないで民間団体としたというふうにあるが、巻末にでも説明があるとより読みやすいものになると思った。

○出雲委員 より丁寧に説明が、パブリックコメントを受けてなされたと感じる。最初のこの「はじめに」というところの文章の一番最後の部分に「適宜、見直しを行う」という、この文章は、今、子どもたちを取り巻く環境が日々目まぐるしく変わっていく中で、島根県として、いじめ防止に取り組んでいくという姿勢が、ここ出ていると思われ、いいなというふうに感じた。

○鴨木教育長 初めての基本方針は、法律の施行を受けて、平成26年4月末に策定しているが、今回が第1回目の改訂になる。今後も逐次、見直しをかけていく必要があると、そのようなご指摘に受けとめたいと思う。

○藤田委員 このパブリックコメントを受けて、いろいろと配慮がされており、プロセスを踏み、多くの意見を聞くということは大切だということを、改めて感じた。

○鴨木教育長 このパブリックコメントにかける前の状態というのは、生徒指導審議会の審議を経て加筆すべきとされた箇所を加筆したものであった。平成26年4月の最初の基本方針に対し、文部科学省が国としての基本方針を改訂され、いじめの重大事態の調査に対する調査ガイドラインを、国として初めて策定をされた。その経緯の変化を踏まえて、生徒指導審議会として加筆をされたものである。その後、パブリックコメントを経て、県民の皆様の目線で見るときに、補充すべき点についての御指摘があり、それを事務局のほうとしてしかるべき箇所に落とし込んでくれたということだろうと思う。

本日のアンダーラインの箇所は、これは、あくまでも県民の皆さんの意見に対して対応した箇所だけになるので、改訂箇所全体は、生徒指導審議会の指摘を受けて回答した箇所と今回の箇所の合わせたものになる。

ただいまの事務局のほうからの回答やアンダーラインの箇所説明があったが、教育委員会会議としては、このような改訂案で今後の決裁の手続を進めるということで、了解いただけるか。

(一同了解)

○鴨木教育長 これは議決事項ではないため、ただいまの協議をもって、教育委員会として、内容的には了承する。文書表現としてはさらなる工夫を、決裁段階で加えていくということでは了承が得られたということにさせていただくので、事務局のほうで、今後、決裁手続に向けた事務手続を進めてまいるようにお願いしたい。

——— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第1号 教職員の人事権をめぐる問題に関する調整状況について（総務課・学校企画課）

○福間学校企画課長 資料2の1ページをご覧ください。昨年12月の教育委員会会議において了承された方針に基づき、調整案を策定し、各市町村教育委員会との間で調整を図ってきたところである。その経過を踏まえて、昨日、市町村教育長会議において、今後の検討の進め方について協議を行ったが、合意には至らなかった。これまでの調整の経過であるが、1月の教育事務所の管内の教育長会議において、教育長が、別紙1の調整案について考えをお聞かせいただくよう依頼をし、2月下旬までのところで、この別紙1の調整案について、全ての市町村の教育長から了承する旨の回答があったところである。

これを受け、各市町村教育長には、2の3ページにある別紙2の検討要領（案）を示し、今後、案文調整を進めたいという旨を依頼したところ、松江市以外の18市町村教育長からは、別紙2の案文で了承するという旨の回答があった。一方で、松江市からは、その別紙2の検討要領（案）のところで、第二の検討の進め方の1のところにある「この検討は、県・市町村の全ての教育長の合意形成を図るためのプロセスと位置づける」とした検討の進め方について反対意見が出されたということである。

昨日、市町村教育長会議において、改めて松江市教育長の意見をお聞きした上で協議したところ、松江市以外の18市町村の教育長からは、別紙2で検討に入るべき、あるいは別紙2でなければ検討に入れないというような意見が表明されたところである。他の市町村の意見を受けて、松江市の教育長からは、持ち帰って、もう一度検討をしたいということで、時間をもらいたいという旨の発言があり協議が終わった。

○藤田委員 別紙2の検討の進め方について、松江市の教育委員会のほうからでている意見等についてもう少し詳しく教えてもらいたい。

○福間学校企画課長 合意形成を図るために話し合いをするということは、松江市の方も了承しておられると思うが、検討が進み、最終的に合意形成を図っていく上でまとまっていく中で、お互い意見に隔たりが出てくるかもしれない、そのときにどういった形で判断するのかというあたりを心配している旨の意見があったと理解している。

○鴨木教育長 昨日の市町村教育長会議の中で、全員で突っ込んだ議論をした。昨日の段階の松江市意見というのは最終意見ではなく、しばらく時間をもらって検討したいということになるので、あまり昨日の段階で松江市意見が、それが最終段階の松江市としての最終意見だというふうにとめられて、それがひとり歩きすることも、松江市の教育委員会にとっては本意ではないと思う。まだ途中段階での松江市の意見というふうに我々としては受けとめておくべきと思う。

学校企画課長の説明を補足すると、この2の3ページ、検討の進め方について、県・市町村の全ての教育長の合意形成を図るためのプロセス、合意形成を図るというのは、ここでは目的意識として書いている。関係者が話し合って合意を目指そうという、目的意識を持つこと自体について、松江市の教育委員会として異論を持っておられるということではないと思う。やはり話し合いを進める以上は、話し合いによって、例えば歩み寄りを図ることも含めて、全員が何らかの一致点は目指すということ自体を否定しておられるわけではないが、結果として一致点が見つからなかったときにどうするのかということについて、事前にある程度のことを決めておいたほうがよいのではないかという趣旨の発言が、昨日の段階ではあった。それに対して、他の18市町村教育長の共通した意見は、検討の入り口を入った後の検討プロセスがどうなっていくのかというのは、これは話し合いを始めてみないとわからないことであるので、あらかじめ見解が相違するとか一致しないということ前提として、その際の裁き方まで考えるというのは、検討の入り口で行うべき議論としては少し質が違うのではないかと、まずは一緒に話し合うことが大事なのではないかということが、他の18市町村の教育長のほうから、一様に提起をされた。そのことを受けて、松江市として、少し時間をもらって再検討したいという趣旨であったので、現時点で決定的に差異があると受けとめていただくのも少し事実認識としては違うと思う。松江市の教育委員会の中でまたよく議論され、他の18市町村教育委員会の意見も踏まえながら、さらにどうすればいいかということに対処されると思う。少し時間がかかるというふうにお

っしゃっているんで、松江市教育委員会の中でじっくり議論をされて、またその考えが県の教育委員会を経由して、他の18市町村教育委員会のほうに伝えるようになると思う。その段階で、また一致点が見出されることになることを期待するという状況であると思う。○森委員 検討の進め方の2のほうであるが、抽象的な理念論だけでなく、実務上の具体的課題に立脚した議論というのは、18市町村それぞれの事情があると思う。松江市も、意見を出し合う中で耳を傾けていただき、18市町村の立場みたいなものも鑑みて、これからの議論を進めていくというふうに考えていただければいいなというふうに希望をしている。

○鴨木教育長 昨日の段階では、合意には至らず、もうしばらく時間がかかるかと思うが、松江市の教育委員会のほうで改めて検討してみたいということであったので、その返事を待って、また県の教育委員会、市町村の教育委員会、一緒になって今後どうすべきかということ議論していきたいと思う。

——— 原案のとおり了承

第2号 4月9日島根県西部を震源とする地震に係る被害状況と対応について（総務課）

○仁科総務課長 4月9日に発生した地震に係る被害状況と対応について、本日10時現在の状況を報告する。

発災直後、臨時休校等について報告する。県立学校については、高等学校、特別支援学校合わせて4校、市町村立学校等については、幼稚園、小学校、中学校合わせて24校で臨時休校となった。また、資料にはないが、高校で2校、小・中で21校が入学式の延期という措置がとられている。施設被害の状況であるが、県立学校は、大田市内のみならず、大東、三刀屋等々9校において被害が見受けられた。市町村立学校等においては、幼稚園2、小学校21、中学校15、その他1、このその他1というのは教育研修センターであるが、これらの数の施設被害が見受けられた。主な被害状況としては、コンクリート片の剥落や、床・壁面にひび、ガラスの破損といったようなものである。文化財においては27件の被害が見受けられた。大田市を中心として被害が発生し、特に石見銀山遺跡に関しては21カ所の被害が発生した。その主な状況としては、土壁の剥落、石像物の倒壊、石

垣の部分崩壊というようなものであった。

現地への職員等の派遣である。大田市の教育委員会の要請を受け、児童生徒の心のケアのためにスクールカウンセラーを順次、大田市の小・中学校へ派遣しているところである。今後も要請に基づきまして派遣していくことになろうかと考えている。

○藤田委員 大田市の教育委員会の要請受け、職員を派遣されているとのことであるが、子どもの様子について現時点でわかっていることを教えていただきたい。

○村本子ども安全支援室長 発生当初は、例えば夜が怖いとか、食欲がない等があり学校からの派遣要請を受け派遣をしているところである。学校でもしっかりとストレスチェックなどをしていただいております、現在は、落ちついた状況になりつつある。ただ、継続してカウンセリングが必要な子どもさんもおられるため、要請に応じ、定期的に行われるスクールカウンセラーの派遣ではない状況で派遣をしているということで対応している。

○森委員 この学校に随分被害が出ているとあるが、修理状況についてどのようになっているか。

○高宮教育施設課長 例えば配水管、こういったようなものは、応急的な措置をしている。中には、まだ対処をしてないようなところもあり、危険なところは立ち入り制限をしているようなところもあるものの、今回の被害は、全体として見ても、大きな影響があるような被害はなく、学校生活には支障がないといった状況である。この復旧に向け、さまざまな国庫の負担金の制度等を活用しながら、復旧を県立、市町村立で進めていくということになる。

○鴨木教育長 今週末、知事と大田市長が国の関係先を、被害状況の説明に回っておられる。その中には学校施設や文化財の被害状況も含め説明し、国の財政支援制度を適用してもらえるよう、今要望活動をやっておられるところである。緊急対応としての応急措置や児童生徒への危険防止のための通行制限もあることから、そういったところは現場でしっかりと対応してもらっているところである。

—————原案のとおり了承

第3号 「県立高校魅力化ビジョン策定本部」及び「教育魅力化推進チーム」について (学校企画課・教育指導課)

○柳楽県立学校改革推進室長 3月7日に2020年代の県立高校の将来像についての提言を受け、3月の教育委員会会議で具体化に向けた体制及び具体の構成について、別冊資料の1ページ及び2、3ページのような形で構成について了承をいただいた。このたび、関係各課のほうから具体的に担当者の名前をまとめたものを、2ページ、3ページに記載したので確認いただきたい。また、この各部会の中で、これらに関連したテーマについて先行的に探求を進めてこられた魅力化推進チームと連携・協働しながら、ビジョンの策定に当たっていくということについて説明していたところである。魅力化推進チームについては、地域教育推進室のほうから説明する。

○濱村地域教育推進室長 教育魅力化推進チームについて説明する。4ページのほうの下端に、教育魅力化推進チームについて、平成28年度、平成29年度の経緯と今年度の取り組みについて記載している。推進チームの取り組みとビジョン策定本部との関係について説明する。

別冊資料の4ページをご覧ください。1に設置目的、2にメンバー、3が今年度の主な取り組みである。2のメンバーについては総勢33名で、教育委員会とか地域振興部、ほかに大学、定住財団、プラットフォーム、そういった民間団体も含めた分野横断的な構成としている。

今年度の取り組みは、3つある。1つ目の取り組みが、8つのテーマ別プロジェクトの推進である。これは、昨年度に続く取り組みであり、昨年度の4つのテーマを、今年度は個別、具体的な議論を進めるということで、8つに分割している。この8つのテーマ別プロジェクトは、推進チームのメンバーが、自分の仕事に関係するプロジェクトに入り、それぞれのテーマについて熟議いただき、その成果を各施策に反映させていきたいと考えている。5ページ、6ページに、この別紙1ということで、8つのテーマの具体的な内容と構成メンバーを記載している。検討の成果を実現につなげるため、テーマと関係する部署の職員を少なくとも1名配置している。

2つ目の取り組みは、3の(2)県立高校魅力化ビジョン策定本部との連携・協働である。これは改革推進室から説明があったように、今年度の新たな取り組みとなる。県立高校魅力化ビジョン策定本部に置かれた5つの部会に、先ほど説明した8つのテーマを担当

する推進チームのメンバーが、関係する5つの部会に参画し、これまでの取り組みで蓄積した知見等を生かし、ビジョン策定と連携・協働していくこととしている。

3つ目の取り組みであるが、3の(3)13協議会(16市町村)への伴走である。これも昨年度に続く取り組みである。7ページの別紙2をご覧いただきたい。伴走の体制は、3にあるが、それぞれの地域ごとにメンバーを入れている。推進チームのメンバーについては、いずれかの地域に参画し、魅力化に取り組む高校の教員、市町村職員、コーディネーターなどによる市町村ごとのコアチームに直接参加してもらい、地域に伴走し、魅力化の取組をサポートする。

教育魅力化推進チームは、市町村における魅力化の取り組みを伴走形式でサポートしながら、そうした現場感を持ちつつ、8つのテーマについて議論を深めて、成果につなげていく。そして、そうした取組の中で培った知見やネットワークなども活かしながら、5つのビジョン策定本部の部会に参画して、連携・協働していくと、そういった取り組みとなる。

○柳楽県立学校改革推進室長 魅力化推進チームに入っただくことで、現場の声、あるいは地域の声をビジョン策定の中に取り入れながら、丁寧に進めていきたいと考えている。前回の本会議で、提言の概要について取りまとめたものを提出したところ、いろいろ御意見をいただいた。提言2の2の(5)について記述を改めたので、ご覧いただきたい。前回の御意見にあったが、概要としてまとめると微妙なニュアンスが誤解されてしまい、提言の本書と概要とのダブルスタンダードになるおそれがあったために、この概要については、今後の県立高校の在り方検討委員会作成ではなく、あくまでも提言本書を読んでもいただくためのナビゲーションとしての位置づけとして、県立学校改革推進室作成のアウトラインとして整理した。その上で、上段のほうに注釈をつけ、あくまでも提言内容については本書で確認いただくようお願いさせていただきたいと考えている。これを今後、教育委員会のホームページへの掲載や、あるいは県立学校への配付、あるいは説明会等で活用して、提言の本書を読んでもいただくためのナビとして使用していきたいと考えている。

○森委員 伴走体制について、リーダーとかサブの方は、どういう頻度や形でこれからかわっていかれるのか。

○鴨木教育長 県立高校の中で、魅力化事業に取り組む地元には、それぞれ魅力化のための協議会を設けられている。基本的に高校側とそれを支える地域の側が一緒になって、その高校の魅力化を進めるという、高校と支える地域の側が一緒になった協議会となってい

る。その協議会が基本的には月1ペース、あるいはもう少し多くの頻度で開かれており、この伴走チームのチームリーダーは、その会議ごとには大体顔を出すようにしているところである。ただ、そこに対して、基本的には伴走する、要するにあんまり口出しをし過ぎないというところをこの伴走チームのモットーとしており、とにかく地元主体の議論というものを大切にする、その中で、県の教育委員会としても少しかういった点をかかわってほしいとか、知事部局の地域振興部としてこういった点についてのフォローができないだろうかとか、地元の側からそういう要請があったものは、きちんとしかるべきところにつないでいきますよ、これがその伴走の基本姿勢である。そのため、かなりの頻度でこのチームリーダーは現場に入って、地元と一緒に汗をかきながら、それぞれの高校の魅力化を、ある意味でいうと、底辺なのか側面なのかから支えていくというような感じだろうと思う。

サブのほうが、どの程度現場に入れるのかという点については、例えば島根大学の先生、定住財団の職員や一般財団法人プラットフォームの職員であるとかに入ってもらうのは、それぞれの事情があるので、チームリーダーほどの頻度ではなかなか現場に入りにくい面もあるかもしれない。いずれにしても伴走しながら、現場で何が起きているかということ、現場感覚で把握しながら、そこで得た知見、経験をこのビジョンの策定本部の中に持ち込むようになる。したがって、縦糸と横糸を組み合わせる織り上げるように、策定本部が縦糸だとすると、この魅力化チームは横糸になって、この組み合わせの中でビジョンの策定と教育の魅力化というものを連動化していこうという、そういう意気込みの体制だというふうに理解している。

○真田委員 提言の周知について4月、5月に高校教員への配付とか説明会等々開催されるということであるが、どのようなスケジュールで対応していくのか。

○柳楽県立学校改革推進室長 5月13日に、浜田と益田地区に、2班に分かれて出かけて説明を行う。翌週19日に松江、出雲、それから隠岐の島後、翌20日に島前の6会場で説明をする予定である。説明会について県教育委員会のホームページ、あるいは学校企画のホームページに掲載するとともに、県高P連、あるいは小・中学校のPTA連合会、そういったところにもお願いをし、各学校のPTAのほうに案内をという取り組みをしているところである。また、先日開催された県立学校校長会、それから教育事務所長会、昨日あった市町村教育長会のほうで周知し参加を呼びかけている。また、県民だよりのほうにも、昨日のところで掲載をさせていただいている。

本日はアウトラインのところ、この会でお認めいただければ、もう一度、県の学校企画課のホームページのほうに掲載し、さらに案内をしていきたいと考えている。それから、市町村教育委員さんへも了承いただいたアウトラインと提言を送付し、参加を呼びかけたいと考えている。

———原案のとおり了承

第4号 平成30年3月県立高校卒業者の就職内定状況及び平成30年3月特別支援学校高等部卒業者の進路状況について（教育指導課・特別支援教育課）

○濱村地域教育推進室長 平成30年3月県立高校卒業者の就職内定状況について報告する。表の1をご覧ください。平成29年度の数値については、一番下の枠の数字にある卒業者が4,565名、うち就職希望者は1,056名、さらに内定者は1,047名となっている。内定率については、99.1%である。26年からの推移は4年連続して99%を超える水準となっているが、背景としては、全国的に企業の採用意欲が高まっていること、また、学校の先生方が生徒一人一人の進路希望が実現されるよう努力されたことが要因であると考えている。未内定者については、表1の右下の9名である。3月末以降、その後の報告を受けているが、2名が内定し、現在では、未内定者は7名と聞いている。未内定者については、引き続きハローワークと連携しながら支援していく。右下の図2をご覧ください。こちらの就職希望者のうち、県内、県外の割合である。平成29年度は一番右の棒グラフで、74.1%が希望者の中の県内割合である。さらに、左下の図3をご覧ください。一番右側の29年度の棒グラフであるが下の濃い色の棒が74%となっている。これが就職内定者の県内の割合になる。昨年より少し数値が減っているが、この要因として全国的に求人の高まりがあり、学校の関係者の方からも県外の求人がやはり非常に増えていると報告を受けているところである。この数値については、少しでも高められるよう努めたい。

右下の図4は、地区別の内定率であるが、それぞれ100%に近い数値となっている。

○佐藤特別支援教育課長 続いて、特別支援学校高等部の卒業者の進路状況について報告する。5の2ページをご覧ください。表の一番下の段に、平成29年度の進路状況を

載せている。卒業者数は186名で、うち進学は4名である。内訳は、短期大学、専門学校、高校通信制である。また、職業訓練は3名であった。高等技術校2名と、岡山県にある吉備高原職業リハビリセンター1名である。続いて、就職は69名である。就職率は37.1%であり、これは近年では一番高い数値であり、製造業、小売業、飲食店関係業務への就職が多く見られる。続いて、障害福祉サービス等と書いているが、これは、福祉サービス事業所が運営している形態で99名、53.2%となっている。その中で、就労継続A型、これは雇用契約を結ぶ形態で、最低賃金以上を超えて雇用されており、20名である。就労継続B型、これは雇用契約を結ばない形態で、47名であった。就労移行支援、これは2年間で一般就労を目指すという形態であり、7名となっている。自立訓練、生活介護は、障がい重い生徒が受けているサービスで、それぞれ2名、19名となった。そのほかは、地域活動支援センターなど、福祉サービス事業所以外、法人ではない共同作業所、これらが行っているサービスで、4名となっている。障害児施設は3名で、卒業後も引き続き措置または契約延長の形で在籍するものである。入院は1名で、特別支援学校を卒業後も引き続き治療が必要な生徒である。未定が7名となっているが、その後、4月に入り、1名が就職、1名が福祉施設入所の決定となった。そのほかは、引き続き就職活動をしている者、進路を決めかねている者、体調を崩し休養している者であるが、いずれも相談支援機関とつながっており、引き続き学校もアフターケアをしていくこととしている。

———原案のとおり了承

第5号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○常松教育指導課長 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果について報告する。

まず、学力検査結果の概要についてである。6の1をご覧いただきたい。問題の作成に当たり、昨年同様に、知識・技能に加えて、思考力・判断力・表現力等を問う問題を重視して作成をしている。思考力等を問う問題の全配点に対する割合は、教科によって若干差があるが、大体平均で45%程度の割合になり、昨年度並みの分量となっている。

全受験者の得点状況及び受験者の約1割を抽出調査した結果について分析をした。まず、

全体的な学力の傾向として、1つ目は、基礎的・基本的な事項については、おおむね定着をしていた。一方で、何が問われているか正確に読み取り、複数の知識・技能を結びつけ、筋道を立てて考え理由を説明する力には、やや課題があると分析をしている。各教科の概要について、6の1及び6の2にまとめているのでご覧いただきたい。

続いて、学力検査得点状況についてである。6の2をご覧いただきたい。昨年度と比較し、平均点が上がった教科が3教科、逆に下がった教科が2教科あった。国語については、下がっているが昨年よりも問題の難易度が上がったと考えている。特に資料を比較読みするという、非常に難易度の高い、思考力を問うような問題が出たというところで平均点が下がったのではないかと考えている。また数学に関し、昨年度よりも問題数が多くなったために、時間が足らなくなった受験生が多くいたのではないかと考えている。ただ、5教科総合で見ると、5.7ポイントのアップとなった。

続いて、6の3をご覧いただきたい。総得点の分布、各教科の得点分布のグラフを載せている。総得点で見ると、いわゆる最上位のところの人数が、昨年よりは若干減っているが、全体的な傾向としては、正規分布に近づいた分布と考えている。また、各教科の得点分布でいうと、英語で、昨年度は30点以上の得点のところ少しへこみがあったが、今年度は、この30点以上の得点のところ人数を増やし、分布も正常なものに近づいてきていると考えている。また、5教科総合の分布も正規分布に近いような形になってきていると考えている。

続いて、6の4をご覧いただきたい。中学校及び高等学校教員の学力検査に関する意識調査についてである。教科によっては、中学校と高校で数字の差の若干離れたものが見られるが、中学校の教員は検査問題を見ただけで回答しているのに対し、高等学校の教員は採点をした後で回答しているため、その違いでこういった差が出てきているのではないかとと思われる。ただ、昨年度と比べると、今年度はこの差がかなり縮まって、中学校、高校ともに同じような意識になってきているのではないかと考えている。

今後の入学者選抜全体についての予定であるが、まず1つ目は、中学校長会、高等学校長会を通じて状況の把握をしたいと考えている。そして、この学力検査の結果については、各教科の問題別正答率や得点分布状況、中学校、高校からの調査結果等を今後さらに細かく分析し、それらをまとめたものとして、「平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の結果と分析」という冊子を作成し、6月中に各中学校、高校へ配付する予定としている。また、中学校、高等学校教員を委員とする平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜実

施要綱検討委員会において、次年度入試について検討していきたいと考えている。

なお、現在まで中学校長会の会長から、内々で聞き取った代表的な意見を紹介する。まず、第2志望校制度が廃止されたことについては、より慎重に第1志望校を選ぶようになったということである。第2次募集については、再チャレンジの機会が保障されていると認識いただいている。また、志願変更については、平成30年度選抜では、期間が長くなり、余裕を持って考えることができたということで、おおむね、より肯定的な意見をいただいたと思っている。

○浦野委員 学力検査に対する意識調査・結果については、次年度にどれぐらい反映されるものか。

○常松教育指導課長 この数字だけではなく、中学校長会、高等学校長会のほうにも意見の聞き取りをして、そういったものを総合して難易度を下げるべきであるとか、または問題量を少なくするであるとかというようなところについて検討を行う。この数字だけを見て、すぐに減らすとか易しくするというようなことではないというふうに考えている。

○鴨木教育長 6の4に今後の予定が書いてあるが、十分に分析をした上で、来年度、選抜試験の作問に反映させていくということになるかと思う。出題の内容についても、ここ2年かけて、「知識・技能」の習得状況だけを問うものから、「思考力・判断力・表現力」4も測定できるような、いわゆる良問にどんどんシフトしていった。そういう結果も恐らくあって、正規分布に近づいた得点状況になっているのではないかというふうに見ている。

——— 原案のとおり了承

第6号 平成30年度全国学力・学習状況調査について（教育指導課）

○常松教育指導課長 平成30年度全国学力・学習状況調査について報告する。

実施日は、平成30年4月17日火曜日に行われた。対象学年は小学校6年生、中学校3年生である。実施教科は、小学校が国語、算数、中学校が国語と数学に加え今年度は理科の調査も行っている。実施校については、小学校、これは義務教育学校と特別支援学校小学部を含めて187校、中学校では、同じく義務教育学校と特別支援学校中学部を含め

て95校、合計282校で実施した。なお、大田市内の小学校全16校、それから中学校全6校は、4月9日に発生した地震のために、調査の実施を延期した。実は、昨日の26日に小学校11校が実施をしている。また、本日、4月27日に残りの小学校5校と中学校の5校が調査を実施している。なお、大田二中につきましては、5月9日に実施をする予定になっている。

参加の児童生徒数であるが、資料に掲載したものは4月17日の段階で受けているべき生徒である。実際は、当日欠席等の報告がないため、一応4月13日時点での生徒数ではあるが、これだけの生徒が受けていると判断している。実際、これに昨日の小学校11校、本日の小学校5校、中学校5校を加えると、4月13日現在の児童生徒数において小学校で5,815人、中学校で5,550人が受けているということになる。ちなみに、大田二中に81人おり、5月9日に実施するという事になっている。

———原案のとおり了承

第7号 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 島根県生徒指導審議会委員の委嘱について報告する。

8ページをご覧ください。島根県生徒指導審議会は、教育委員会の諮問に応じ、生徒指導上の諸問題に関し、必要な事項を調査審議するための役割を担っている。このたび、島根県生徒指導審議会委員の任期満了に伴い、8名の再任と1名の新任の委嘱を行った。任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日の2年である。

なお、森敬子委員については、平成29年度からの継続であり、平成31年3月31日までの任期としている。

———原案のとおり了承

第8号 平成30年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰 について（教育指導課・社会教育課）

○前田社会教育課長 平成30年度子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰について、教育指導課分もあわせて、一括して説明する。

資料9の1をご覧いただきたい。この表彰は、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、すぐれた取り組みを行っている学校などを文部科学大臣が表彰するもので、学校・図書館・団体（個人）という3つの部門がある。県内の市町村教育委員会から県教育委員会へ推薦のあった学校等の中から、文部科学省に推薦する学校等を県教育委員会において選考を決定し、文部科学省において決定されるという流れとなっている。各県からの推薦枠が学校は3校以内、図書館は1館以内、団体（個人）も1団体、もしくは1個人以内となっている。

裏面の9の2に、主な活動内容を記載している。

学校部門は、今回全国で136の小・中学校、高等学校、特別支援学校等が表彰され、本県からは3つの小学校が表彰対象となった。1校目の安来市立十神小学校は、担任、司書教諭、学校司書が協働して授業に取り組んでおられるほか、低学年への初歩的な読書指導や、各学年に応じた必読書の選定など、多様な読書推進活動を行っておられる。2校目の大田市立仁摩小学校は、朝読書、朝の貸し出し、朝・昼の読み聞かせ、全学級で週1回の学校図書館を活用した授業などのほか、新聞の活用や地域ボランティアによる読み聞かせなども行っておられる。3校目の益田市立高津小学校は、学習センターとしての学校図書館において、学校司書や司書教諭と担任が連携して資料の選定等を行い、学習効果を高めているほか、児童委員会がさまざまなイベントをみずから企画実施し、読書推進に取り組んでおられる。

図書館部門は、全国で47の図書館が表彰され、本県は浜田市立中央図書館が表彰対象となった。子ども読書会を40年以上行っておられるほか、図書館を使った調べる学習コンクールに先立ち、図書館資料の使い方を学ぶ、調べる学習応援講座を開催し、子どもが読書の幅を広げる活動に取り組んでおられる。

団体（個人）部門は、全国で53の団体（個人）が表彰され、本県は大田市の読み聞かせボランティア団体、つくしんぼの会が表彰対象となった。児童や園児を対象とした読み聞かせ活動団体はほかにも多くある中で、4歳までの、特に小さい子どもを対象として活動を行っていることが特徴であり、本の読み聞かせに限らず、紙芝居や童歌など、読書心を広く育てる、幅広い活動に取り組んでおられる。

表彰式は、4月23日、今週月曜日に、子ども読書の日に東京で行われ、5つの団体全てが出席された。

資料9の3には、これまでに表彰された学校、図書館、団体などを一覧にして記載しているの確認いただきたい。

———原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

－非公開－

(議決事項)

第1号 いじめ重大事態調査報告書(案)について(教育指導課)

——以上原案のとおり議決

第2号 いじめ重大事態調査報告書(案)について(教育指導課)

——以上原案のとおり議決

(承認事項)

第1号 教職員の懲戒処分について(学校企画課)

——以上原案のとおり承認

(報告事項)

第9号 平成30年春の叙勲内示について(総務課)

——以上原案のとおり了承

第10号 市町村立小中学校等における教頭・主幹教諭採用・昇任選考試験について(学校企画課)

——— 以上原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 17時02分